



うっとうしい天候が続き、梅雨がまだ明けません。このまま秋になるのでしょうか。
世の中も不景気で、全国的に就学援助の申請件数が増加しているようです。
今回は、就学援助や特別支援教育奨励費などの制度の概要についてお知らせします。



就学援助 制度



昭和31年に「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(いわゆる就学援助法)が制定され、学校保健法、学校給食法とともに、国民の権利として就学援助の制度ができました。

この制度は、憲法第26条(教育を受ける権利、就学の義務、義務教育の無償)、教育基本法第4条(教育の機会均等)及び学校教育法第19条(就学の援助)に基づいています。このように子どもに対する援助は、厚労省の生活保護制度と文科省の教科書無償制度、就学援助制度によって進められてきました。

しかし、就学援助では平成17年からの地方に税源を委譲する「三位一体の改革」により、国庫補助が廃止され市町がその主体となりました。就学援助に対する国の補助金は生活保護世帯(要保護)だけに限定されました。

就学援助の申請や認定の基準は市町毎に決められており、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費及び給食費が援助されます。また、学校保健法施行例第7条に規定される疾病の治療にかかる経費も援助の対象となります。



生活保護 制度



現在の生活保護法は昭和25年に制定され、働いているかどうかにかかわらず生活に困ったときに請求できる制度です。

生活保護には生活扶助をはじめ8つの扶助があります。基本となる8つの扶助は次のとおりです。

- 生活扶助
- 教育扶助

- 住宅扶助
- 医療扶助
- 出産扶助
- 生業扶助
- 葬祭扶助
- 介護扶助

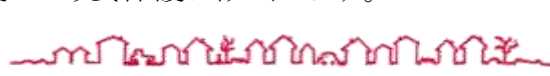


義務教育を受けるために必要な扶助であり、学校が指定する副読本的教材や学用品費、通学用品費、給食費などが福祉事務所から支給されます。

※ 就学援助制度でいう要保護に該当します。



特別支援教育就学奨励 制度



「特別支援学校への就学奨励に関する法律」により、特別支援学校に在籍する児童・生徒(幼稚園児・高校生を含む)だけでなく、市町内の公立、私立の小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒にも就学奨励費が支給されます。

しかし、保護者の経済的負担能力に応じて支給割合が異なります。また、普通学級で学ぶ特別支援が必要な児童・生徒は、「特別支援学級」に在籍でないため就学奨励費の支給対象にはなりません。